

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則の一部を改正する規則  
 附則第3項に規定する「総長が特に必要と認めた場合」の取扱いについて新旧対照表

改正前		改正後	
(前 略)		<p>附 則（令和5年9月総長裁定）                      この取扱いは、令和5年10月1日から実施する。                      ただし、附属地震災害研究センター宮崎観測所に係る部分は、令和4年10月1日から、附属斜面未災学研究センター徳島地すべり観測所に係る部分は、令和5年4月1日から適用する。</p>	
別表		別表	
部局名	施設名	部局名	施設名
	(略)		(同 左)
防災研究所	附属地震予知研究センター宮崎観測所	防災研究所	附属地震災害研究センター宮崎観測所
	附属火山活動研究センター桜島火山観測所		(同 左)
	附属斜面災害研究センター徳島地すべり観測所		附属斜面未災学研究センター徳島地すべり観測所
	附属流域災害研究センター穂高砂防観測所		
	附属流域災害研究センター白浜海象観測所		(同 左)
	附属流域災害研究センター潮岬風力実験所		
	(略)		(同 左)